

なうことにしています。所得増大、経営安定の一つの方法としても、業者の方の積極的な利用をお願いするものです。最後にこのセンターで実施する試験研究項目をおしらせして、九州で初めての施設の紹介を終ります。

○試験研究項目

1 優良種苗の早期生産研究

2 クルマエビの種苗培養研究

(1) 早期採卵の研究

(2) 卵からボストラーバまでの生産歩留り向上の研究

(3) ボストラーバから稚エビ・あるいは成エビまでの効果的飼育の研究

1、時期別の高効率餌料の選択試験

2、高密度飼育試験

3、省力飼育法の研究

4、より小形種苗からの養成飼育試験

5、他の水産動物種苗の生産研究

6、餌料生物の大量培養研究

(1) スケレトネマ培養に関する研究

(2) スケレトネマ以外の珪藻培養に関する研究

(3) クルマエビ飼育水に関する研究

(4) 動物性餌料の研究

(5) 餌料生物の栽培に関する研究

(6) 水草栽培に関する研究

(7) 水草栽培に関する研究

(8) 水草栽培に関する研究

(9) 水草栽培に関する研究

(10) 水草栽培に関する研究

(11) 水草栽培に関する研究

(12) 水草栽培に関する研究

(13) 水草栽培に関する研究

(14) 水草栽培に関する研究

(15) 水草栽培に関する研究

(16) 水草栽培に関する研究

(17) 水草栽培に関する研究

(18) 水草栽培に関する研究

(19) 水草栽培に関する研究

(20) 水草栽培に関する研究

(21) 水草栽培に関する研究

(22) 水草栽培に関する研究

(23) 水草栽培に関する研究

(24) 水草栽培に関する研究

(25) 水草栽培に関する研究

(26) 水草栽培に関する研究

(27) 水草栽培に関する研究

(28) 水草栽培に関する研究

(29) 水草栽培に関する研究

(30) 水草栽培に関する研究

(31) 水草栽培に関する研究

(32) 水草栽培に関する研究

(33) 水草栽培に関する研究

(34) 水草栽培に関する研究

(35) 水草栽培に関する研究

(36) 水草栽培に関する研究

(37) 水草栽培に関する研究

(38) 水草栽培に関する研究

(39) 水草栽培に関する研究

(40) 水草栽培に関する研究

(41) 水草栽培に関する研究

(42) 水草栽培に関する研究

(43) 水草栽培に関する研究

一年間の生産所得が、従業員一人当たり僅かに八万円——この数字は、熊本県の沿岸漁業の生産性の低さを最も雄弁に訴えています。

この低い所得額を、十年後の昭和四十八年に三倍を上廻る二十五万円にまで引き上げようという計画があります。これが沿岸漁業構造改善計画です。この計画は大きくわけて、三つの事業を実施しようとしています。

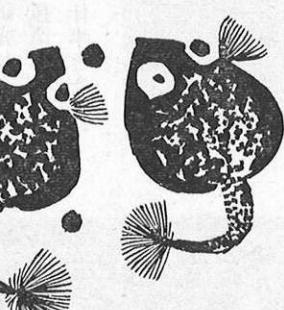
その一つは「漁場改良造成事業」といわれるもので、具體的には、わかめやイセエビの繁殖をはかるために、海中に石を投げ入れる築磯事業、

穴があいた一米立方のコンクリート・ブロックを沖合に沈めて魚のアパートを作る魚礁設置事業をやろうというものです。

次に、魚礁設置事業を大型化した大型魚礁設置事業です。これは、一ヵ所に前記のコンクリート・ブロックを、二五〇〇個以上投入するもので、その利用者の範囲も五漁協以上の地域にわたるものとなっています。これらの事業は四十六年までの長期計画が樹てられています。

もう一つは「経営近代化促進対策事業」と呼ばれており、四十二年までの長期計画が樹てられており、その内容は大体つぎの五つの事業にわかれています。

第一の漁場改良造成事業は市町村が事業主体となります。大型魚礁設置事業は県営で実施します。なお、経営近代化促進対策事業は、漁業協同組合がおもに事業主体となります。長期計画の総事業費はあわせておよそ七億八千万円で、いづれも国と県が補助金を出します。さらに、構造改善事業を円滑に進めるために、農林漁業金融公庫は、必要な資金の貸し付けを行ないます。本県の産業で一番おくれた部門である沿岸漁業にも、ようやく光がさしこんできましたといえましょう。



□漁業構造改善事業について

(1) のり養殖漁場を改良するとともに、さらには養殖適地の開発を進めて、漁場の拡大をはかる。

(2) えび、たこ、はまちなどの養殖事業をひろめる。そのため県営の種苗センターを新しく設けて、稚魚を養殖業者に供給する。

(3) 魚群探知機や無線機など、漁船装備の近代化を進める一方、根拠地に給油施設等を設ける。

(4) 渔獲物の価格向上をはかるため、たとえば味付のり工場などの加工施設を作る。

(5) 有利な販売をするには、需要に応じて出荷できるよう、出荷調整が必要ですが、そのための冷蔵トラック、鮮魚運搬船、製氷機などを作ります。経営近代化の事業は、以上五つの内容を含んでいます。

県政歳時記より

第一の漁場改良造成事業は

市町村が事業主体となります。

が、大型魚礁設置事業は県営で実施します。

な、経営近代化促進対策事業は、漁業協同組合がおもに事業主となります。長期計画の総事業費はあわせておよそ七億八千万円で、いづれも国と県が補助金を出します。さらに、構造改善事業を円滑に進めるために、農林漁業金融公庫は、必要な資金の貸し付けを行ないます。本県の産業で一番おくれた部門である沿岸漁業にも、ようやく光がさしこんできましたといえましょう。

第三の漁業構造改善事業は

法律施行時に直轄工事中のものは、従前どおり三分の二を国が負担する。

第四の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第五の漁業構造改善事業は

法律施行時に直轄工事中のものは、従前どおり三分の二を国が負担する。

第六の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第七の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第八の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第九の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第十の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第十一の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第十二の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第十三の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第十四の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第十五の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第十六の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第十七の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第十八の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第十九の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第二十の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第二十一の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第二十二の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第二十三の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第二十四の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第二十五の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第二十六の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第二十七の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第二十八の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第二十九の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第三十の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第三十一の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第三十二の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第三十三の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第三十四の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第三十五の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第三十六の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第三十七の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第三十八の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第三十九の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第四十の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第四十一の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第四十二の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第四十三の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第四十四の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第四十五の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第四十六の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第四十七の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第四十八の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第四十九の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第五十の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第五十一の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第五十二の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第五十三の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。

第五十四の漁業構造改善事業は

では、従前どおり都道府県の収入としたこと。